

総論

国連の「対日勧告」と反日NGOの関係についての歴史的考察

高橋 史朗（麗澤大学大学院特任教授・
モラロジー研究所教授）

はじめに

昨年11月21日付産経新聞社説は『「反日宣伝」の撤回を迫れ」と題して、「国連委が反日宣伝の場」と化している点を問題視し、「政府は嘘を許さぬ発信を改めて心すべきだ」と訴えた。このように国連の人権理事会や各種の国際条約に基づく諸委員会が「反日宣伝の場」と化しているのは、日本の左派NGOが「国連NGO」の資格を取得して、「反日宣伝」の意見書を提出して積極的に委員へのロビー活動を行い、それが委員会の対日審査の最終見解に反映して、日本政府への厳しい勧告となり、この「国連人権マッチポンプ」方式が国内に甚大な影響を及ぼす絶大な効果があるからである。

1999年に戸塚悦朗氏が出版した『日本が知らない戦争責任—国連の人権活動と日本軍「慰安婦」問題』（現代人文社）において、戸塚氏は「国連対策」として、（1）強く働きかけないと何も起きない、（2）何年も継続して働きかける、（3）小さな会議でも働きかける、（4）誰でも参加できる会議がある、の4点を挙げているが、左派NGOは20年間この通り実行して「国連マッチポンプ」方式を確立し、国連の「対日勧告」を振りかざして国内に決定的な影響を与えてきた。そこで、本特集では、どのような人物がこの「国連マッチポンプ」方式の構築に関わってきたのかを明らかにし、左派NGO意見書と国連の「対日勧告」との関係を中心に歴史的に考察することにする。

1 国連の人権条約の委員会の審査システムと「国連NGO」

国連の人権条約には、社会権規約、自由権規約、女子差別撤廃条約、児童の権利条約、人種差別撤廃条約、拷問禁止条約、強制失踪条約、障害者権利条約等があるが、歴史認識問題研究会はこれらに関連する国連の委員会と日本の左派NGOとの癒着の歴史について検証する共同研究に取り組んだ。本特集はその研究成果の第一段階を集大成したものである。

ちなみに、人権条約体の委員会は、社会権規約委員会、自由権規約委員会、女子差別撤廃委員会、児童の権利委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、障害者権利委員会など十あり、社会権規約と自由権規約は世界人権宣言を条約化したもので、他の条約は特定のグループのために作られたものである。

締約国から選出された専門家で構成される各委員会は締約国の条約の履行状況や問題点などを審査し、事務・運営は人権高等弁務官事務所が行う。この人権条約体の委員会

とは別に、国連総会の補助機関として、理事国47か国で構成される人権理事会がある。

各委員会は国連総会に活動報告書を提出する。国連事務総長や経済社会理事会経由で活動報告を国連総会に提出する委員会もある。締約国政府は4～5年ごとに委員会に報告書を提出し、委員会はそれを受けて政府に質問を出し、政府は回答を出す。審査会で政府代表団と委員が対話、質疑応答をして、審査会后、委員会は総括所見を発表し、「勧告」として推奨する具体的改善措置を政府に伝達する。さらに、追加情報として、委員会は、勧告に対するフォローアップ情報や次回の政府報告書を求める。対日審査会については、山本優美子論文の別表^(注1)を参照してほしい。

国連とNGOとの協議取り決めについては、1950年の国連経済社会決議228B(X)で原則が定められた。NGOには国内NGOと国際NGOがあり、国連経済社会理事会のNGO委員会では、「国際NGOというのは、3カ国以上にその支部を持つ必要があり、政府間協定によって設立されたものではない民間団体であって、国連との協議資格を認められた組織を指す」としている。「国連NGO」としての協議資格を受ける要件については、久保田洋『国際人権保障の実施措置』（日本評論社）を参照されたい^(注2)。

「国連NGO」のステータス（地位・資格）には、(1)カテゴリーⅠ、(2)カテゴリーⅡ、(3)ロスター（名簿、登録簿の意）の三つがあり、それぞれ協議上の権利が異なっている。協議資格において決められる協議内容の主な事項は、国連経済社会理事会がNGOより情報やアドバイスを受け、NGOにその代表するグループの見解を表明させるためのものである。協議取り決めは、協議の種類によって次のカテゴリーに分けられている^(注3)。

- (一) 理事会の活動の大部分に関心を有し、理事会の満足のいくように国連の協議分野においてその目的の達成のために貢献をなすことを証明し、かつそれを実行することができ、また、その代表する部門の人々の経済的及び社会的な生活と密接な関係を有し、さらにそのメンバーシップが、かなりの数に及び多くの国々の国民の主要な部分を広く代表している組織（一般的協議資格団体、カテゴリーⅠ）
- (二) 理事会の活動のうち、単にいくつかの分野において、特別の能力を有し、かつ関係しているものであって、協議資格を有する、あるいは欲する分野において国際的に名の知られている組織（特別協議資格団体、カテゴリーⅡ）。人権分野のNGOは、このカテゴリーに属するものが多い。国連経済社会決議1296は、人権NGOについて次のように定めている。その目的が植民地主義、アパルトヘイト、人種的偏見及び他の人権及び基本的自由の重大侵害の指摘に重きを置く、この分野における団体の協議資格申請には、特別の考慮が払われなければならない。その主たる目的が、国連の目的、目標を助長奨励し、かつその国連の事業に関する理解を推し進めることにある団体は、カテゴリーⅡの協議資格を付与されることができる。
- (三) 一般的にも特別にも協議資格は持たないが、理事会によって、あるいは国連事務総長が理事会またはNGO委員会とはかって、それらの団体の権限内で理事会またはその下部組織もしくは他の国連機関の任務に関して時により有効な貢献をなしうると認められた団体は、ロスターと呼ばれるリストにその名が載せられる。

1985年度のリストでは、カテゴリーⅠの団体が34、カテゴリーⅡの団体が269、ロスター級の団体は457、合計760団体あった。ちなみに、オイスカや国連支援交流協会はカテゴリーⅠ、アジア女性資料センター、日弁連、新日本婦人の会、反差別国際運動ピー

スポーツはカテゴリーⅡ、日本財団、笹川平和財団はロースターに分類される。

協議資格を得た団体は、オブザーバーとして会議への出席が認められ、審議に向けたロビー活動ができ、意見書も提出でき、発言や文書配布もできる。また、国際会議に優先的に参加できる。

なお、1996年の決議（1996/31）により、カテゴリーⅠは「総合協議資格」（General status）に、カテゴリーⅡは「特殊協議資格」（Special status）に変更されている（勝岡寛次論文、註40参照）。

2 国連人権部担当官久保田洋が果たした役割

国連憲章71条は「経済社会理事会は、その権限内にある事項に係る民間団体と協議するために、適当な取り決めを行うことができる」としている。この規定に従って国連と密接な関係を維持しようとするNGOは、同理事会に登録することになった。登録の基準などは、経済社会理事会決議に規定されている。久保田洋によれば、「国連NGOが、世界市民の代表として国連における国と国との取り決めにより監視の目を光らせる」目的があったという^{（註4）}。

国連の協議資格を得た「国連NGO」は国連から特別扱いされ、オブザーバーとして国連会議に出席が認められ、会議に先立って、予定されている会議の仮議題についても通知され、その仮議題の決定に際しても、その団体の関心事項を入れるよう提案できる。また、会議に出席したオブザーバーは、その団体の権限内事項と考えられることに関して、発言することができ、文書による声明を提出することもできる^{（註5）}。

さらに、国連事務総長は協議資格のあるNGOに以下のような便宜を供与することができる。(1)事務総長の適当と考える理事会関係文書の迅速かつ能率的配布(2)国連の提供する報道文書サービスの供与(3)団体の特別関心事項についての非公式討議の世話(4)国連図書館の利用(5)経済社会理事会の任務に関する協議団体の会議あるいは小会合のための施設の供与(6)経済及び社会問題を扱う場合、国連総会における適当な座席設定及び文書配布の手配^{（註6）}。

ちなみに、国連人権条約の各委員会に複数回意見書を提出している日本の「国連NGO」は次の通りである。(1)日本弁護士連合会（日弁連）(2)反差別国民運動（IMADR）(3)アムネスティインターナショナル(4)国際人権活動日本委員会(5)ヒューマン・ライツ・ナウ(6)アジア女性資料センター(7)新日本婦人の会(8)言論・表現の自由を守る会(9)琉球狐の先住民協会(10)日本友和会。

「国連NGO」の内、日本に本部を持つものは少なく、国連への働きかけが始まったのは1983年であった。当時はまだ日本のNGOには「国連NGO」の協議資格がなかったため、他の「国連NGO」の協議資格を借りて会議に出席し、発言していることが注目される。これが先駆的な第一歩となったのである。

まず同年に開催された差別防止及び少数者保護小委員会で、日弁連の原後山治代表が日本自由人権協会を通して、「国際人権連盟」の協議資格を借りて本会議で樺太残留者帰還問題を訴え、部落解放同盟は「マイノリティ・ライツ・グループ」の協議資格を借りて同和問題について、奴隷制度に関する作業部会で発言した。

同年夏には「第2回反差別世界会議」が開催され、部落解放同盟と全国部落解放運動連合会の代表が出席した。そのほか、経済社会理事会の正式協議資格のある世界宗教者平和会議の代表団の中に2人の日本の大学教授も含まれていた^(注7)。

1984年の差別防止及び少数者保護小委員会では、世界宗教者平和会議の代表として部落解放同盟の上杉佐一郎氏、マイノリティ・ライツ・グループの代表として金東勲龍谷大学教授、国際人権連盟の代表として日本自由人権協会の戸塚悦朗弁護士が参加した。同弁護士は2年連続で日本の精神衛生行政について訴えた。1985年から、世界宗教者平和会議日本委員会は、代表をジュネーブに常駐させることになった。

国連の人権委員会の委員には、時間的制約や各種報告書を作成するにあたって各国との調整がつかない等の問題もあって、NGOの調査・研究に依存せざるを得ないという事情がある。そこで、NGOの委員へのロビー活動が活発化しているのである。

この点について、久保田洋氏は次のように証言している。久保田氏は1981年から1983年まで、国連の人権担当者として、世界各国で人権被害を受けた個人から国連に対する通報を受理し、その要約を作成し、委員会がその案件を審理し、各国政府に対して説得する手続きに関する仕事を担当した^(注8)。

「人権委員会や差別防止及び少数者保護小委員会の決議草案などは、その出所をたどてみると、起草案あるいは起草案のたたき台を提出したのはNGO関係者であることが多い。NGO関係者が、決議草案あるいは彼らの報告・意見書を携え会議場、通路、集会場、食堂、コーヒョップなどで各国代表や専門家委員の間を駆け回っている姿を目撃するなどというの、国連人権関係者諸会議では珍しくない。人権関係条約、宣言作成などの分野においても彼らの研究提案によるところ大である。その活動の歴史は、1948年の世界人権宣言の採択にこぎつけるための運動にまで遡る。現在進んでいる『拷問禁止の議題』『児童の権利に関する議題』『非拘禁者の保護の議題』『開発権（発展の権利）問題』『先住民の権利の問題』『人権活動家の人権保障』『精神病とされる人々の権利』など、それぞれ積極参加をみている。」^(注9)

久保田氏によれば、国連の経済社会理事会の定める請願制度の下で、毎年数万通の申し立てを受理しており、この提訴手続きの通報元として中心になっているのがNGOである。この申し立ては、差別防止及び少数者保護小委員会の通報作業部会、小委員会自身、人権委員会の人権侵害状況作業部会及び人権委員会自身と4段階にわたって「非公開で審議」されていくという。各NGO団体はこの手段に関するロビー活動を積極的に行い、厳格な非公開の手続きにもかかわらず、ある程度の正確さをもってその審議状況をフォローしているようである。この点について久保田氏は、「本来厳格に非公開であつて、そのようなことは許されてはならないのだが」とコメントしている^(注10)。

さらに国連の人権専門官であった彼は、次のような実態を明らかにしている。

「人権委員会、差別防止及び少数者保護小委員会には公開審議の『世界各地での人権侵害』という議題もあり、そこでは各NGO代表とも直接発言を通じて、委員会に訴える。この場合に決議草案のたたき台を用意し、各委員、各代表にそれを取り上げてもらうよう努

力することも当然行われている。」^(注11)

この国連通報で「久保田氏の世話にならなかった人はいない」というほど、NGO関係者の厚い信頼を得ていた。久保田氏は早くから、「国連NGO」の設立の必要性を説き、ジュネーブに出かけた戸塚悦朗弁護士に助言を与え、国際的な「人権NGO」の協力への道筋を付けたのも彼であった。「日本政府の偏狭な役人から、裏切り者扱いされたこともあった」ようで、部落解放運動の中で、部落解放同盟と自民党系の団体が共同して、人権の保護という観点での共同行動が始まった火付け役としての「国際人権法のパイオニア」的役割を果たした^(注12)。久保田の果たした役割の詳細については、勝岡寛次論文を参照してほしい。

3 人種差別撤廃委員会の対日勧告に反映したNGO意見書

次に、日本の左派NGOの意見書が国連の委員会の「対日勧告」にいかなる影響を及ぼしたのかについて考察したい。

2018年8月にジュネーブ国連本部で開催された人種差別撤廃委員会において対日審査会が開催され、日本政府への最終報告書が発表された。これまでは日本からの参加は左派のNGO団体の独壇場であったが、今回初めて保守系21市民団体が結集した「人種差別に反対するNGO日本連合」が合同でNGO意見書を提出した。

まず、同委員会でベルギーの委員は民団の意見書を鵜呑みにして、「日本にいる40万人の韓国人の大多数は植民地時代に強制移住させられた人とその子孫である」という、事実と反する見解を述べた。その後の総括所見もNGOの意見書通り、在日韓国人の差別をなくすために、地方参政権、朝鮮学校への補助金、意思決定ができる公職への参画、国民年金加入などを認めるよう勧告が出された。

同委員会の対日勧告では、慰安婦問題について「最終的かつ不可逆的な解決」を確認した日韓合意の評価が焦点になったが、日本政府の主張は受け入れられず、政府間合意では恒久的な問題解決にならないと批判した。

最終報告書は日本政府に対し、「恒久的な解決」には、韓国だけでなく「すべての国籍」の慰安婦も含め、日本が女性に対する人権侵害の責任を受け入れるよう勧告した。元慰安婦や家族への適切な措置を求め、解決策を今後、人種差別撤廃委員会に報告することも求めた。

さらに、日本政府の対応は「元慰安婦への適切な相談がなく、軍による人権侵害への明確な責任提示をしていない」という報告がある」と懸念を表明した。

今回の勧告はNGOの意見書を踏まえて、8月16・17日に18名の委員と日本政府代表による質疑応答が行われた対日審査会を経て出されたものであるが、不当にも日本の左派のNGOと人種差別撤廃委員会の委員との、予定表には書かれていない非公式な秘密会合が開催され、左派NGO意見書の主張が色濃く委員会の最終報告書に盛り込まれたことが判明した。

左派NGOには、日弁連、民団、人種差別撤廃NGOネットワークERD（反差別国際運動＝部落解放19NGO合同）、琉球先住民族協会、WAM（女たちの戦争と平和資料館）などが

含まれている。

最も積極的に発言した韓国のチョン・ジンソン委員は、元慰安婦支援を行う「韓国挺身隊問題対策協議会（挺対協）」の元共同代表で、日本政府が「性奴隷」と「強制連行」を否定したのに対して、「慰安婦の悲惨な状況の文書、写真、映像、証言など証拠は多くある」と反論した。

その「慰安婦の悲惨な状況の文書、写真、映像、証言」として、2月27日の「日中韓日本軍慰安婦国際会議」で公開された朝鮮人慰安婦虐殺映像と「日本軍が30人の朝鮮人慰安婦を殺害した」ことを立証する文書があることを挺対協が強調したが、ソウル市とソウル大学人権センターが共同で米国立公文書館で「新発見」と発表した中心人物が同委員であった。

しかし、筆者が8月30日からワシントンDCで調査した「朝鮮人慰安婦虐殺映像」について説明したカードには、「中国兵が日本兵の遺体から靴下を剥いでいる」と明記されていた^(注13)。

また、強制失踪条約は北朝鮮による拉致問題に対する国際的な関心を高めるために、日本政府が強制失踪委員会に1億円拠出して締結したものであるにもかかわらず、2018年11月に開催された同対日審査会後の総括所見では、強制失踪問題とは関係のない慰安婦問題について、「事実の解明と責任者の処罰」「慰安婦とその子供の失踪について遅延なく完全な調査を行うべき」という勧告が出された。

同審査会に慰安婦問題に関する意見書を提出したNGOは3団体あるが、女たちの戦争と平和資料館（WAM）の意見書に書かれていた「慰安所で産んだ赤ちゃんが三カ月の時に日本兵に連れ去られた」という東チモールの慰安婦証言が同勧告に影響を与えたものと推察される。

慰安婦問題については、同委員会のみならず、社会権規約委員会、自由権規約委員会、人種差別撤廃委員会、拷問禁止委員会、女子差別撤廃委員会から総括所見の「対日勧告」が出されているが、いずれもNGOの意見書の内容と一致している。同様のことが、在日韓国朝鮮人・部落・アイヌ・琉球への差別、ヘイトスピーチ、女性の権利、児童の権利などについても言える。

ちなみに、左派NGOの意見書が人種差別撤廃委員会の対日勧告に反映した内容は以下の通りである。

- (一) 国内人権機関を設置するよう勧告（日弁連、ERD、民団）
- (二) 人種差別撤廃条約第4条留保の撤回（ERD、民団）
- (三) 部落民に対する差別を世系に基づく差別と認めること（日弁連、ERD）
- (四) 在日朝鮮人の地方参政権、高校就学支援金制度の支援金支給において「朝鮮学校」が差別されないこと（民団、日弁連、ERD）
- (五) 「慰安婦」問題への被害者中心アプローチ、政府の責任を矮小化する公人の発言への懸念、生存する「慰安婦」とその家族への十分な施策（日弁連、WAM）
- (六) ヘイトスピーチとヘイトクライムへの対応（日弁連、民団、ERD）
- (七) アイヌ民族の土地と資源の権利保護（日弁連、ERD）
- (八) 琉球人を先住民族と認め権利を保護（琉球協会、ERD）
- (九) 女性に対する交差的差別と暴力への対応（日弁連、ERD）

(4) 人身取引を犯罪化する特定の法律の採択（日弁連、ERD）

この他にも「難民及び庇護申請者」「外国出身のムスリムに対する民族的宗教的プロファイリング・監視の終結」など多岐にわたるが、ほとんどの「対日勧告」に最も大きな影響を与えているのが、日弁連とERDである点に注目する必要があるだろう。

4 勧告が日本に及ぼした影響

山本優美子論文によれば、勧告の国内への影響として、まず第一に挙げられるのは最高裁判決に引用されていることである。自由権規約・女性差別撤廃委員会から「女性に対する離婚後の再婚禁止期間をすべて廃止」勧告、自由権規約・女性差別撤廃・児童の権利委員会から「非嫡出子に関するすべての差別的規定の撤廃：勧告が出されたが、その勧告が最高裁判決に盛り込まれた事例は以下の通りである。

- (一) 2015年12月16日 再婚禁止期間 現行の6カ月は「違憲」と判決
- (二) 2013年9月4日 「婚外子の相続分は婚内子の2分の1」とする民法の規定を「違憲」と判決
- (三) 2008年6月4日 国籍法の婚外子差別の「違憲」判決

第二に挙げられるのは、ヘイトスピーチ問題である。自由権規約・女子差別撤廃・人種差別撤廃委員会から「ヘイトスピーチ対策、処罰措置の強化」などが勧告されているが、その具体的影響を列挙しよう。

- (一) 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（2016年6月3日施行）
- (二) ヘイトスピーチの解消に関する参議院法務委員会決議（2016年5月26日）
- (三) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（2018年10月3日可決）
- (四) ヘイトスピーチを含む人種及び社会的マイノリティへの差別を禁止する法整備を求める国立市意見書（2014年9月19日採択）
- (五) 川崎市 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律に基づく「公の施設」利用許可に関するガイドライン

第三に挙げられるのは、性的指向及び性別認識（LGBTI）差別問題であり、自由権規約委員会、女子差別撤廃委員会、児童の権利委員会から「性的指向及び性別認識を含む、あらゆる理由に基づく差別を禁止する包括的な反差別法」が勧告されているが、その影響は次の通りである。

- (一) 公営住宅法（2012年）改正
- (二) 性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律の一部を改正する法律（2008年6月18日）
- (三) 文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」（2015年4月30日）
- (四) 渋谷区 男女平等及び多様性を尊重する社会を推進する条例（2015年4月1日施行）
- (五) 厚生労働省「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置についての指針」（2016年8月2日）

(六) 第198回国会 性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律案（2019年1月28日～6月26日提出）

第四に挙げられるのは、部落差別問題で、自由権規約・児童の権利・人種差別撤廃・女子差別撤廃委員会から部落差別解消が勧告されており、2016年12月16日に、部落差別の解消の推進に関する法律が制定された。

第五に挙げられるのは、アイヌ問題で、社会権規約・自由権規約・児童の権利・人種差別撤廃委員会から「差別の解消、アイヌ語の保存、資源・土地の権利を認めること」が勧告されており、アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議（2008年6月6日）並びに、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（2019年4月19日）が制定された。

第六に挙げられるのは、女性のクォータ制で、社会権規約・女子差別撤廃委員会から「教育、雇用、政治及び公的意思決定の分野における女性のクォータ制」が勧告されており、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（2018年5月23日）並びに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（2015年9月4日公布）が制定された。なお、クォータ制については、本論文の「8 補足—男女共同参画会議における問題提起」を参照されたい。

第七に挙げられるのは、セクシャル・ハラスメントで、社会権規約・自由権規約・女子差別撤廃委員会から「セクシャル・ハラスメントの犯罪化」が勧告され、これが衆議院厚生労働委員会の「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案に対する付帯決議」（2018年6月28日）に反映した。

第八に挙げられるのは、強姦で女子差別撤廃委員会などから勧告が出されている。

第九に挙げられるのは、婚姻年齢で、女子差別撤廃委員会から「民法を改正し、女性の婚姻適齢を男性と同じ18歳に引き上げる」と勧告され、民法の一部改正（2018年6月13日）につながった。

第十に挙げられるのは、体罰問題で、児童の権利・拷問禁止委員会から「あらゆる体罰の禁止」、社会権規約・女子差別撤廃・児童の権利委員会から「配偶者間暴力の犯罪化、強姦の定義を拡張」などが勧告されており、強制性交罪（2017年7月13日施行）並びに、配偶者暴力防止法（2014年1月3日改正施行）に結実した。

第十一に挙げられるのは、優生保護法問題で、女子差別撤廃・自由権規約委員会から「加害者の処罰と被害者の法的救済と補償」が勧告され、熊本地裁・優生保護法国賠訴訟訴状や、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律（2019年4月24日）に反映した。

第十二に挙げられるのは、育児休暇で、女子差別撤廃委員会から「育児の責務への男性の対等な参画を奨励するため両親共有休暇を導入する」と勧告され、厚労省の育児・介護休業法の改正（2017年10月1日）につながった。

最後に、慰安婦問題について、社会権規約・自由権規約・女子差別撤廃・人種差別撤廃・拷問禁止・強制失踪委員会から「公的な謝罪と賠償、加害者の処罰、学校での教育、慰安婦を中傷しない」などが勧告され、2008年から2010年にかけて全国の40以上の市町村議会で「慰安婦問題で日本政府に謝罪を求める意見書」が採択された。以上の詳細については、山本優美子論文を参照されたい。

この慰安婦問題に関して、1996年に公表された国連人権委員会特別報告者クマラスワミの報告に対して、「日本政府の見解」と題する詳細な反論書が作成され、「偏見に基づく一般化は歴史の歪曲に等しい」「従軍慰安婦」制度を「奴隷制度」と定義することは「法的観点から見て極めて不当」などと、詳細かつ明確な反論が準備されていたことがCIA文書の公開によって明らかになった。

有馬哲夫早大教授によれば、国連大使を務めたアメリカのオルブライトや小和田恆外務次官、韓国政府代表の協議によって、同反論書を公開しないことになったというが、同文書の英文は公開されているのであるから、日本政府は速やかに歴史的事実に踏み込んだ反論書を日英両語で正式に公表すべきである。全文を公表することが、国連の委員会の慰安婦問題に関する対日勧告への最大の反論になろう。

5 「反差別国際運動」の先駆的役割とヘイトスピーチ規制法の制定

国連の委員会の対日勧告に決定的な影響を与えた左派NGOの中核になったのが「反差別国際運動」(IMADR)である。「反差別国際運動」とは、部落解放同盟の呼びかけで1988年1月25日に差別と人種主義をなくすことを目的として、世界の運動団体、NGO、専門家によって設立された国連NGO(非政府組織)である。

この「反差別国際運動」の設立経緯、並びに「反差別国際運動」が「国連NGO」の資格を取得するまでの経緯、国連において大きな影響力を行使するに至った歴史的考察については、勝岡寛次論文が詳細に論じているので参照してほしい。

IMADRは5年後に国連との協議資格を取得し、10年後に特別協議資格を取得、ジュネーブに海外事務所を設立し、日本に基盤を持つ国連NGOとして先駆的な役割を果たしてきた。

役員には、副代表理事として部落解放同盟の中央執行委員長、専務理事・事務局長として同同盟の中央書記長、幹事にも同同盟の中央財務委員長が就任しており、組織的にも財政的にも部落解放同盟が完全に牛耳っているといえる。

顧問にはこの団体の「育ての親」といえる部落解放・人権研究所名誉理事の友永健三氏や、国連女子差別撤廃委員会元委員長の林陽子氏が就任しており、国連の委員会との癒着ぶりがうかがわれる。

部落解放同盟の季刊誌『部落解放』681号と762号の「反差別国際運動」25周年と30周年記念の特集記事と座談会によれば、国連人権部の久保田洋担当官からのアドバイスによって「国連NGO」の協議資格を志すようになったという。

勝岡論文によれば、解放同盟が国連と接触するようになったのは、1976年以降のことである。1966年に国連総会で採択された国際人権規約が、1976年に相次いで発効したことに刺激を受け、同年秋、ニューヨークの国連日本代表部に赴き、日本も国際人権規約を批准するよう陳情を行ったのが最初である。

女子差別撤廃委員会がまとめた最終見解案には、唐突に日本の皇室典範の改正勧告が盛り込まれた。皇位継承権を男系男子の皇族だけに限定しているのは「女性への差別」であり、女系女子にも「皇位継承が可能となるよう皇室典範を改正すべきだ」というのである^(注14)。

女子差別撤廃委員会では、皇室典範の改正問題は全く取りざたされていなかったにもかかわらず、最終見解案に盛り込まれたという不可思議な動きの背景には、「反差別国際運動」とIMADR顧問である林陽子委員長が関係していたのではないかと推察される。

部落解放同盟の山崎鈴子中央女性運動部長は、IMADRの30周年記念座談会において、次のように証言している。

「私はニューヨークに二回、ジュネーブに一回行きましたが、そこでIMADRの役割をすごく感じたんですね。協議資格を持っていることの大きさとか、事前に女性差別撤廃委員会のメンバーが持っている問題意識を全部調査して下さっていて、あの委員の方には教育の問題がいいとか、DVの問題がいいとか、私たちにそういう情報を全部提供してくださって。そういうことが、日本政府に対する厳しい勧告として出てきたんだと思います。」^(注15)

IMADRは近年の功績として、2016年のヘイトスピーチ規制法制定を挙げているが、2014年の国連の人種差別撤廃委員会において、日本国内の街宣の様子を「日本のヘイトスピーチ問題」として上映し、詳しい報告書を提出した。さらに、2018年7月に、「市民社会共同レポート 日本における人種差別」を同委員会に提出し、8月に同委員会の対日審査が行われた。

「人種差別撤廃NGOネットワーク」(ERDネット)は、①4条の留保及び法律の制定②ネット対策③その他の対策④教育・研修の充実、の4項目19箇条の対日勧告案を同委員会に提出し、これらの多くが対日勧告(最終見解書)に反映された。

IMADR側の勧告案の主張が反映されているのは、以下の箇所である。

(一) 4条の留保及び法律の制定・改正

- (c) 不特定の集団に対するものを含むヘイトスピーチを明確に法律で禁止せよ。
- (d) ジェノサイドの煽動や、公人によるヘイトスピーチなど、深刻で悪影響の大きいものについては刑事規制せよ。

(二) ネット対策

- (a) 国及び地方公共団体は、ネット上のヘイトスピーチに対し、市民社会と協力してモニタリングを含む実態調査を行い、ヘイトスピーチを発見した場合には、事業者に対しヘイトスピーチの削除要請を行え。
- (b) 国は、海外大手を含めたネット事業者に対し、自主的、迅速なヘイトスピーチの削除などを要請することを含む協議を行え。
- (c) 国及び地方公共団体は、ネット上のヘイトスピーチについて、公的機関の事業者が発信者情報開示請求ができるよう法整備を行え。
- (d) 国及び地方公共団体は、自らの管理するウェブサイト等への差別書き込みに迅速に対応せよ。

(三) その他の対策

- (b) 公人によるヘイトスピーチに対する制裁のための明確な規定及び第三者機関による審査制度を設けよ。

(四) 教育・研修の充実

- (a) 警察は、全国統一のヘイトスピーチ対策プロジェクトチームを置き、全警察官へのヘイトスピーチに関する研修を徹底し、ヘイトデモ参加者の過剰な保護、カウンターへの過剰警備をやめ、ヘイトスピーチ・ヘイトクライム被害者救済及びヘイトスピーチ解消の立場に立って、ヘイトスピーチ実行者に犯罪行為があった場合に厳正に対処せよ。
- (b) 裁判官、検察官、入管職員をはじめとする全公務員には、人権研修一般ではなく、ヘイトスピーチを含む人種差別及びそれに対する国際人権基準などを学ぶよう義務付けるべきである。

ほぼ同時期に右派の「人種差別に反対するNGO 日本連合」(JNCRD)も「第10回・第11回日本政府報告書に関するNGOレポート」を同委員会に提出し、ヘイトスピーチ規制法の問題点を訴え、ヘイトスピーチ解消施策として、第一に、韓国と北朝鮮、中国による反日政策の抑制、第二に、慰安婦問題等の歴史捏造をやめさせること、第三に、在日特権の廃止を提唱した。

この二つの異なる立場の意見書を受けて、人種差別撤廃委員会は2018年8月30日に「日本の第10回・第11回定期報告に関する総括意見」として、対日勧告を行ったが、JNCRD側の主張が反映されたのは1カ所のみで、ほぼIMADR側の主張が取り入れられた。詳細については、山本優美子論文を参照されたい。

6 「性奴隷」を国連に持ち込んだ戸塚悦朗弁護士

西岡力論文に詳述されているように、「従軍慰安婦」を「性奴隷」として国連に提起したのは、日弁連海外調査特別委員に任命された戸塚悦朗弁護士であった。NGO国際教育開発代表であった彼が、1992年2月17日の国連人権委員会(現人権理事会)で日本軍慰安婦問題を取り扱うように要請した。これが国連での初めての慰安婦問題の提起であった。その結果、翌年6月に開催されたウィーン世界人権会議において、「性的奴隷、性的奴隷制」が、初めて国際連合の用語として採用されるに至ったのである。

同年8月に「戦時奴隷制」に関する決議が採択され、慰安婦問題は国連の論議の場に引き出された。これは、前年の同小委員会の現代奴隷制作業部会で、戸塚弁護士が「慰安婦は性奴隷」と主張したからであった。これを元に、1996年に「女性に対する暴力とその原因及び結果に関する報告書」(通称「クマラスワミ報告書」)において、「軍隊性奴隷」と明記されることになったのである。

このことについて戸塚悦朗氏は次のように証言している。

「筆者は、92年2月、国連人権委員会で『慰安婦』を『性奴隷』(sex slaves)と表現した。以後NGOは、国連で『性奴隷』を『慰安婦』の代名詞として使用してきた。」^(注16)

「1992年2月17日国連人権委員会に対して協議資格を持つNGOである国際教育開発(IED)を代表していわゆる日本軍『従軍慰安婦』を『性奴隷』であると指摘し、日本政府には補償を求め、国連に調停などのアクションを取るよう要請した。筆者の発言を聞いた国際法律家委員会(ICJ)事務局のディルバー・パラーク氏が…『この問題は極めて重要と思う。このあと3月にニューヨークで女性の地位委員会があるし、5月には人権小委員会

の現代奴隷制部会がジュネーブで開かれる。そのどちらかに提起するのが良いと思う』というのである。…5月にジュネーブで開催された国連現代奴隷制部会に参加し、多数の韓国・朝鮮人女性などアジアの女性に『従軍慰安婦』としての性奴隷行為を強いた日本帝国軍・政府の行為は、女性の強制労働を禁止していたILO100号条約に違反したことを法的根拠として、日本政府に対して被害者に対して補償するなどの責任を取るよう要求した。筆者の発言は、同部会の親委員会である国連差別防止少数者保護小委員会に対する同部会の報告書の『奴隷制と奴隷貿易』の議題の中で、次のように要約されている。…筆者は、そのような主張を国連現代奴隷制部会に提出したのである。その結果同部会は、国連機関として初めて公開の場で日本が犯した重大人権侵害に関連してアクションを取ったのである。」^(注17)

同部会の人権小委員会に対する勧告は、戸塚氏の主張を全面的に取り入れ、次のように勧告した。

「(現代奴隷制作業部会は) 国連事務総長に対し、戦時中に強制的に(売春をさせられ)『慰安婦』とされた女性の状況に関して現代奴隷制作業部会が得た情報を、人権と基本的自由の重大な侵害を受けた被害者の侵害賠償、補償、リハビリテーションの権利に関する特別報告者に提供するように要請する。」^(注18)

上野千鶴子氏は、「『慰安婦』はパラダイム転換によって、『軍隊売春』から『性奴隷』へと置き換えられた」と高く評価したが、戸塚氏は「国連等での『法理上の争い』を通じて国際社会におけるパラダイム転換が可能になった」と指摘している^(注19)。

さらに彼は、「(作業) 部会に参加せず、本会議だけ出るのは、試験修了5分前に試験場へ駆け込むのと同じだ」として、次のように指摘している。

「被害者側が参加して、多くの関係者に強く要請しない限り、何も起きない。もっとも、国連人権会議では、『NGOの貢献が70パーセントを占める』とも言われるほどで、被害者側がNGOを通じ、正確かつ適切な情報を継続的に提供すれば、相当効果がある。それは、6年間の日本軍性奴隷の国連運動の成果が証明している。…最低限5年は、国連人権活動を継続しないと成果はあがらないだろう。複数の有力NGOの支援を取りつけ、国内の諸団体の運動と連携し、国連への情報提供を続けなければ、重大人権問題で成果はあがらない。日本軍性奴隷問題では、テーマ別手続創設に参加し(対女性暴力特別報告者)、また創設したし(戦時奴隷制特別報告者)、各々の報告書(勧告)を確保した。」^(注20)

1995年に創設された「女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)」を立ち上げたのも戸塚弁護士であった。彼は「慰安婦問題の立法解決を求める会」の会長も務めていた。

慰安婦問題の仕掛け人は、戸塚弁護士とサハリン残留韓国人帰還問題の訴訟運動の原告団弁護団長をしていた高木健一弁護士と福島瑞穂弁護士であった。

高木・福島両弁護士は、韓国で賠償訴訟の原告となる元慰安婦を募集し、そこで金学

順氏を見つけ、日本政府に対して「アジア太平洋戦争韓国人犠牲者補償請求」を起こしたのである。

ちなみに、2015年5月13日のBS日テレで放送された『深層NEWS』で櫻井よしこ氏から、福島弁護士が元慰安婦から聞き取り調査を行った際に、「強制連行」があったという証言があったかという質問に対して、彼女は明言を避けた。いや明言できなかったのである。

日弁連が2018年11月の国連の強制失踪委員会に提出した意見書は、公的な職にある者が慰安婦について軽率な発言をやめるよう勧告している。

7 慰安婦問題を巡る攻防

ところで、前述したように、国連で「従軍慰安婦」問題について外務省が反論した文書として、1996年2月のいわゆる「クマラスワミ報告書」に対する日本政府の見解（実際には発表されなかった「幻の反論書」）がある。また、国連条約委員会等からの慰安婦問題についての勧告及びそれらに対して日本政府が文書で反論したのは以下の通りである。

○女子差別撤廃条約第2回・第3回政府報告に関する最終見解（1994年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第4回・第5回政府報告

○女子差別撤廃条約第4回・第5回政府報告に関する最終見解（2003年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第6回政府報告

○女子差別撤廃条約第6回政府報告に関する最終見解（2009年）

—これに対する反論…女子差別撤廃条約第7回・第8回政府報告

2014年7月14日から3日間、ジュネーブの国連本部で行われた国連人権規約委員会において、同委員会から日本政府へなされた勧告に対する日本政府の回答で特に注目されるのは、「性奴隷」の呼称は不適切であること、河野談話の検証過程で、強制連行を示す文書は見つからなかったこと、を明言した点である。

これに対して、南アフリカのマジョディーナ（Majodina）委員が以下の7点のコメントを述べた。

- (1) 慰安婦という呼び名は不適当で、性奴隷と呼ぶべきである。
- (2) 慰安婦には同情ではなく救済が必要である。
- (3) 2012年の人権規約委員会の勧告や、2008年の総会の結論などに対し、日本は進展を見せていない。
- (4) 国による損害賠償が必要である。償いとは、それに相当するのか。
- (5) 河野談話の見直しや強制連行の否定はけしからぬ。
- (6) 1926年の奴隷禁止条約の奴隷の定義からして、慰安婦は性奴隷だ。

これに対して、日本政府は研究の結果、「慰安婦は性奴隷ではなかった」と結論づけた。その後、7月23日付で、日本政府に対する人権委員会の慰安婦問題に関する、以下のような暫定的な意見書が出された。

- (1) 前半において、河野談話と同内容のことを言い、一方で「強制連行はなかった」という矛盾を突き、さらに被害者の被害は未だに続いているのだから時効は成立しない。
- (2) 後半のまとめとしては、下記について、法的、行政的に直ちに処置を取れと書いている。
 - ①加害者である疑いのある人間を訴追して、有罪なら罰せよ。

- ②犠牲者とその家族が日本の司法に訴え、完全に損害を補償されるようにせよ。
- ③手に入る全ての証拠を開示せよ
- ④学校の生徒や一般人に対して慰安婦教育をせよ。
- ⑤公的な謝罪と日本の責任を公式に認めよ。
- ⑥犠牲者を辱め、或いは事件を否定する試みを非難せよ。

8 補足－男女共同参画会議における問題提起

2016年2月16日の日本政府の見解についての女子差別撤廃委員会の対日審査の結果は3月4日に公表され、筆者は政府の男女共同参画会議の議員として男女共同参画第4次基本計画の起草（委員の1人として）に関わったが、同計画は女子差別撤廃条約及び日本政府の見解について情報提供に努め、「特に、若者を初めとする幅広い年齢層の国民に対し、それらの理解を深めるための取組を積極的に実施する」よう求めている。

同年3月15日に首相官邸で開催された第48回男女共同参画会議で、筆者は、以下の問題提起を行った。

「女子差別撤廃委員会の対日審査の最終見解案には、『皇室典範を改正すべきだ』との勧告や、慰安婦問題について『加害者の訴追』の勧告などが含まれており、日本政府はジュネーブ代表部を通じて強く抗議した結果、これらの勧告は削除されました。こうした点も踏まえて、菅官房長官は3月8日の記者会見で、『(昨年12月の) 日韓合意を批判するなど日本政府の説明内容を十分に踏まえておらず、極めて遺憾で受け入れられない』と述べられました。

このような経緯を踏まえて、日韓合意などへの誤った認識が広がらないように事実に基づく情報発信に努める必要があり、女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解のバランスのとれた情報提供への配慮を要望したいと思います。」^(注21)

筆者が国連に関心を持つに至ったきっかけは、男女共同参画会議の議員として毎年3月にニューヨーク国連本部で開催される国連女性の地位委員会のイベントに連続参加するようになり、その延長線上でジュネーブで開催される国連人権条約の委員会関連イベントにも参加し、ユネスコ「世界の記憶遺産」をめぐる「歴史戦」にも参画したことにある。

国連の人権条約の委員会の「対日勧告」の影響が、わが国の男女共同参画政策を巡る議論にも色濃く反映していることを痛感せざるを得なかった。そのような中で、筆者が男女共同参画会議で行ってきた、国連に関連する問題提起の一部を紹介したい。

同年5月13日に開催された第49回男女共同参画会議では、次のように問題提起した。

「本日配布していただいた女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解は異なっております。(中略) 先週一週間渡米し、ロサンジェルスとニュージャージー州在住の日本人に、この二つの見解についてお話したところ、杉山外務審議官が2月の同委員会で慰安婦問題について事実と踏み込んで反論した政府見解を、外務省のホームページの歴史問題Q&Aに是非明記してほしい、との強い要望がありました。3月に国連の女性の地位向上

委員会がニューヨークで開催した『紛争時の女性の人権』を巡るパラレル・イベントで和解を訴えたミエコ・グリーン氏によれば、慰安婦府問題で子供を含む日本人いじめが激化しており、動物の死骸を置かれたり、脅迫メールが送られたりしています。『慰安婦20万人』『軍の強制連行』『性奴隷』という誤解が広がっているためです。安倍総理は1月の参議院予算委員会で、この3点を明確に否定されました。これらの日本政府の見解についての内外発信を強化し、女子差別撤廃委員会の最終見解と日本政府の見解が異なっている現状を踏まえ、バランスの取れた情報提供を改めて要望致したいと思います。」^(注22)

戸塚悦朗氏は、1995年9月に北京で開催された「第4回国連世界女性会議でも、国連は『性奴隷』を『慰安婦』の代名詞として使用し、日本軍の『慰安婦』という言葉が被害実態にそぐわないので、クマラスワミ報告書が軍『性奴隷』という言葉を提唱し、国連用語として定着した」^(注23)と述べているが、同会議で強調され定着したもう一つのキーワードは「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」である。「リプロダクティブ・ライツ」とは、産む産まないを決める「女性の自己決定権」を意味し、大きな論議を呼んでいる。

「リプロダクティブ・ヘルス」とは、人口を再生産し次世代を産むために健康を保持するということであり、WHOが1970年頃から使用していた言葉である^(注24)。しかし、北京女性会議でヘルスよりもライツが強調されるようになり、我が国の男女共同参画基本計画や性教育などに決定的な影響を与えた。産む性のための健康という視点は、十代妊娠が増えている現状を変えるためにも、産む性の尊重を前提とした人間教育としての性教育が求められており、少子化対策大綱に盛り込まれた結婚、出産、子育てに夢が持てるライフデザイン教育や「親になるための学び」の観点からも重要である。この論点について、筆者は2015年3月4日の男女共同参画基本計画起草ワーキングチームの会議で、以下の意見書を提出した。

「『女性の自己決定権』を絶対化し過ぎると、少子化対策の阻害要因となる恐れがある。利光恵子『受精卵診断と出生前診断』によれば、『1990年代半ばから日本でも、先端的な生産技術の進展・実用化を女性（カップル）の生殖に関する権利によって正当化する主張が医療側からなされるようになった。障害者や女性らがともに“差別の技術”と規定する受精卵診断もまた、女性（カップル）の自己決定権によって容認されるとの主張がなされたのである』

また、小林昭三監修・憲法政治学研究会編『人権の条件』によれば、『自己決定権の絶対化は、すべての問題を主観的判断に還元しようとするものであり、究極的には自殺権の肯定につながっていく』

女性の自己決定権と胎児の生命権の対立に象徴されるような、自己決定権と生命の価値・尊厳との本質的な対立という根本問題を踏まえて、胎児や受精卵を遺伝学的に検査する出生前診断や着床前診断が、安易な「命の選別」を促進しないように配慮する必要がある。

明治大学の加藤彰彦教授が指摘するように、『家族からの自立』イデオロギーが1990年代から『より過激な自己選択・自己決定』を強調するイデオロギーとして喧伝されたことが、少子化の原因である未婚化を一気に推進した主因である。その傾向が色濃く反映し

た家庭科教科書では、結婚、出産、家族は個人の自己選択であることが強調され、結婚して子供を持つことも『性的役割分業にもとづいた考え』であるとして、家族の個人化と性的自立が強調され、『性の喜びの権利』『自由な性的関係をつくる権利』『生殖の選択の権利』などを含む『性の権利宣言』を掲載している教科書もある。

宮台真司『＜性の自己決定＞原論』によれば、『自己決定権とは、他人に迷惑をかけない限り、たとえ本人にとって結果的に不利益がもたらされようとも、自分のことを自分で決められる権利のこと』であり、『売買春は必ずしも悪くない』として、『性的自己決定権を認め、むしろ青少年が当たり前性交をすることを前提にした教育や青少年行政を推し進めるべきである』という。

家族や生命倫理などの基本的な価値を脅かしかねない、(リプロダクティブヘルス/ライツと性教育・家庭科教育については)このような自己決定権の『背理』も踏まえた、バランスの取れた配慮が必要である。3月2日、日本産婦人科学会、日本産婦人科医会、日本生殖医学会などが、30代になると妊娠する能力が低下するとして、妊娠適齢期について中高の教科書に記載し、学校教育に導入するよう求める要望書を有村治子大臣に提出したことも踏まえる必要がある。^(注25)

最後に、「女性の活躍推進」政策に関連して、EU加盟国では、女性役員クォータ制の導入をめぐる賛否両論がたたかわされているが、ハーバード大学とMITが出している雑誌“Quarterly Journal of Economics”に掲載された論文によれば、男女の格差解消を目指すポジティブ・アクションを推進したノルウェーでは、上場企業の役員の性別をどちらも40%以上にするクォータ制を導入したところ、利益率が減少して企業価値が暴落し、上場する企業が激減したという^(注26)。この論文のコピーを首相官邸で開催された男女共同参画会議で官房長官はじめ各大臣に配布しようとしたところ、某委員によって実力阻止された苦い経験がある。

社会権規約・女子差別撤廃委員会から「教育、雇用、政治、及び公の意思決定の分野における女性のクォータ制」が勧告されたことを、水戸黄門の印籠のように利用すべきではない。「女性の活躍推進」に「不都合な真実」にも目を背けず、国連信仰から脱却して、正々堂々と議論を戦わすことこそが求められているのではないか。

おわりに

2014年から日本の保守派もニューヨークやジュネーブの国連人権理事会（2～3月、6月、9月に合計10週間開催）や各種委員会に参加するようになり、日本の名誉と尊厳を守るための国際発信に積極的に取り組む「歴史戦」が展開されている。ニューヨークでの会議には男女共同参画会議議員の立場で筆者が毎年参加し、ジュネーブでの会議では、藤木俊一氏がコーディネーター役を果たし、山本優美子氏らが中心になって日本の立場を国際発信してきた。

昨年11月1日、国際歴史論戦研究所（iRICH）が発足し、会長に杉原誠四郎氏、副会長に山本優美子氏、所長に山下英次氏が就任した。同研究所は昨年8月中旬にジュネーブで開催された国連の人種差別撤廃委員会に山下、山本、藤木を派遣し、同委員会が左派

NGOとだけ秘密会合を開催したことに対する抗議文と、21の保守系市民団体で構成される「人種差別に反対する日本連合」(JNCRD)が合同でNGO意見書を提出し、さらに、「不当な日本批判を正す学者の会」の日本の人種差別撤廃提案100周年に関する報告書を提出した。ちなみに、外務省総合外交政策局の大鷹正人審議官も、「99年前に、国際社会が、日本政府のイニシアティブとともに、パリ講和会議で人種差別の問題に取り組む最初のステップを取った」と明言した。

さらに、本年7月2日にジュネーブで開催されたNGOサイド・イベントで「徴用工」に関するシンポジウムを開催し、韓国落星台研究所研究員で「反日民族主義に反対する会」代表の李宇衍氏が「朝鮮人労働動員の真実」と題して注目すべきスピーチを行い、産経新聞や電子版の英語ニュース・サイト“Japan Forward”でも詳しく報道された。^(注27)

このような官民一体となった「歴史戦」は、ユネスコ「世界の記憶」の「南京大虐殺」「日本軍『慰安婦の声』」登録申請をめぐる攻防を契機に始まったが、「徴用工」訴訟の韓国大法院判決を契機に広がった日韓関係の悪化の中で、国際世論への説得力が厳しく問われている。客観的な第一次史料に基づき「天地の公理」(横井小楠)を学術的に裏打ちされた深い歴史認識の下に国際発信しないと、「歴史戦」に敗北しかねないという危機意識を持つ必要がある。

30年以上遅れを取った国連を舞台とした歴史戦の敗北が、今日の日本に及ぼしている深刻な影響を直視して、総点検・再検討を行い、不当な点は見直し、改める必要がある。反日NGOと癒着した国連人権理事会及び各種委員会の実態を正確に認識して、誤った「国連信仰」から脱却しなければならない。

そして、それを批判することに甘んじることなく、堂々と世界に向かって「道義国家日本の歴史戦」を展開しなければならない。歴史認識問題研究会は長期的な歴史論戦に取り組むための体制を抜本的に整え、近い将来、財団化して「国連NGO」の資格を取得し、独自の国際発信に本格的に取り組む準備をしている。今回の共同研究を、そのための第一歩としたい。

注

- (1) 山本優美子「国連人権条約体委員会の勧告と国内への影響」『歴史認識問題研究』第5号所収論文、2019、78-83頁
- (2) 久保田洋『国際人権保障の実施措置』日本評論社、1993、241-243頁
- (3) 同、243-245頁
- (4) 同、236-237頁
- (5) 同、245頁
- (6) 同
- (7) 同、234頁
- (8) 久保田洋遺稿集『人間の顔をした国際学』日本評論社、1990、235頁
- (9) 久保田『国際人権保障の実施措置』日本評論社、1993、238頁
- (10) 同、239頁
- (11) 同
- (12) 江橋崇「国際人権の若きパイオニア逝く」『人間の顔をした国際学』所収論文、日本評論社、1993、239-246頁
- (13) 拙稿「『朝鮮人慰安婦虐殺』映像についての考察(1)(2)」『歴史認識問題研究』第3号、2018、同第4号、2019所収論文
- (14) 杉田水脈『韓国人の皆さん「強制連行した」で本当にいいの?』扶桑社、2017
- (15) 『部落解放』762号、解放出版社、2018
- (16) 戸塚悦朗「日弁連代表団報告・『従軍慰安婦』問題に関する報告」『自由と正義』（日弁連機関誌）1993年11月号、25-29頁
- (17) 同「日本軍性奴隷問題への国際社会と日本の対応を振り返る」『戦争と性』第25号、「戦争と性」編集室、2006
- (18) 同、126頁
- (19) 同、127頁
- (20) 同『日本が知らない戦争責任』現代人文社、1999、282-283頁
- (21) 第48回男女共同参画会議議事録参照、2016年3月15日
- (22) 第49回男女共同参画会議議事録参照、2016年5月13日
- (23) 戸塚悦朗「日本軍性奴隷問題への国際社会と日本の対応を振り返る」前掲論文、129頁
- (24) 平和政策研究所政策提言「人口減少社会日本の選択—少子化対策から『人口政策』への転換を—」2018、『「人口減少」にどう立ち向かうか』日本政策研究センター、2019
- (25) 男女共同参画基本計画起草ワーキングチーム会議意見書、2015年3月4日
- (26) 拙稿「専門家が指摘する『不都合な真実』」『漁火新聞』256号、渡部昇一「歴史の教訓」第213回、『致知』2015年1月号。筆者が男女共同参画会議で指摘した男女共同参画政策に関する「不都合な真実」の第一は、「夫は外で仕事をし妻は家庭で主婦をする」などの固定的性別役割分担意識の変化が世界で共通していることである。アメリカでも1990年代半ばから増加しており、三つの大きな調査機関でもそのような結果が出ている。大阪商業大学JGSS研究センターの佐々木尚之氏の論文「JGSS累積データ2000-2010にみる日本人の性別役割分業意識の趨勢—Age-Period-Cohort Analysisの適用—」によれば、1970年生まれ以降の女性は、固定的な性別役割分業意識の方向へ回帰しており、社会の育児能力に疑問を持つ若年世代が、自分自身の手で子育てをすべきだと考えるようになってきているという。第二に、「どんな女性が最も幸せか」という問いに対する考えは「専業主婦」であることを、アメリカの経済紙「経済政策」2009年の論文“The Paradox of Declining Female Happiness”が実証している。第三に、日本大学院総合科学研究科の小口直宏教授（人口経済学者）によれば、「ほぼすべての国において、女性が働くことと出生率が下がる」ことが明らかになっている。女性の就業率を高めれば出生率が上がるというデータは見せかけにすぎず、両者は負の関係にあるという。第四に、レベルは不問にして、比率のみを取り上げる計算方法でジェンダーギャップ指数が発表されているが、まやかしにすぎない根拠薄弱なもので、この奇怪なジェンダーギャップ指数が政策の根拠になっている、と専門家は指摘している。第五に、アメリカの専門誌の複数の論文によれば、男女の格差の解消を目指すポジティブアクション（積極的改善措置）を推進したノルウェーで、上場企業の女性役員が占める割合を18%

から40%に倍増するクォータ制を導入したところ、利益率が減少して企業価値が暴落し、上場する企業が激減し、有害な面もあることが実証済みである。クォータ制の効果を検証した論文によれば、「クォータ制の効果が女性の企業での指導性のスタイルに指針を与えるかは疑問である」と結論づけている。

- (27) 7月3日付産経新聞、7月11日付『ジャパン・フワード』参照。

李宇衍氏のスピーチ内容は、以下の通りである。なお、歴史認識問題研究会では、10月4～6日に、福岡・大阪・東京で同氏らを招いて「日韓国際シンポジウム」を開催する予定である。詳しくは、同研究会のウェブサイト参照してほしい。

「韓国と日本が歴史の真実を共有し、それを世界の人々に伝えるための場にこうして立つことが出来ますことを、光栄に存じます。ありがとうございます。」

現在、韓日関係は1965年国交正常化以来最大の危機に直面しております。これは今回の主なテーマである「端島」に象徴される朝鮮人戦時労働者問題と深い関わりを持っております。2018年10月30日韓国最高裁は、日本企業が該当する労働者たちに損害賠償をしなければならないという判決を下し、韓国の大統領がその判決を尊重して、日本政府と企業にその履行を要求しているからです。

韓国司法府の宣告や政府の態度は、戦時労働動員を「強制連行」と「奴隷労働」として誤解していることから発生したものです。これは韓国における、日本を無条件で敵対視する感情的「反日種族主義」が原因であり、一方で日本の朝総連系研究者である朴慶植が、韓日国交正常化を阻止するため1965年に出版した『朝鮮人強制連行の記録』で主張している内容が、今日に至るまで無批判的に受容されている結果でもあります。

今日、韓国人の歴史認識に深い影響を及ぼした韓国の一部の研究者やジャーナリスト、そして日本におけるいわゆる「良心的日本人」達も、朴慶植と同じような歪曲された歴史認識を持っております。彼らは朝鮮人戦時労働者が賃金を受け取れなかったり、あるいは民族差別によって日本人と比べて極めて少額しか受け取れなかった、と主張してきました。しかし、その主張はまったく嘘です。研究者である私がそのことを確認し、その結果を韓国語、日本語そして英語の論文によって発表し、世界の人々に（真実を）知らせるために努力して来しました。

第2次世界大戦に参戦したすべての国において、戦争物資を生産していたすべての企業と同じように日本企業も豊かな資金を持っておりました。日本企業はその現金を増産と利潤のために惜しみなく使いました。増産が利潤を増大させる最も効率的な方法であったからです。したがって賃金において朝鮮人を差別する必要もなく、実際にそういうこともありませんでした。私が最近発見したところによると、当時の（炭鉱で働く）朝鮮人の賃金は他職種の朝鮮人や日本人に比べて非常に高く、場合によっては日本人の同僚たちさえ不満を抱くほどの高い水準でした。朝鮮人炭鉱夫の月収入は、朝鮮で仕事をする教師の4.2倍、日本の警察官の3.7倍にもなりました。

日本人とは別扱いで朝鮮人は「奴隷」のように使役されたと言う主張がありますが、これもまったく嘘です。例えば、2017年米国ニューヨークのタイムズスクエアで韓国映画である「軍艦島」を宣伝するため利用した写真は、戦時期の朝鮮人ではなく1950年代の日本人であることが確認されました。当時の朝鮮人労働者の写真を見ると、非常に健康であり壮健堂々としていました。また、その広告では「122人が死亡した」と宣伝しましたが、1939年から1945年にかけて死亡した朝鮮人は、出産時に死亡したり自然死した人を含めて64人でした。広告で宣伝した死亡者数は、まったく差別待遇の根拠にならないことが明らかであります。

一部の韓国人や日本人が宣伝することとは異なり、朝鮮人戦時労働者の生活は日本人と同様に自由でありました。真面目な人は高額を貯蓄したり、朝鮮にいる家族に送金しました。その資金で負債を清算したり、農地を購入しました。また、賭博や外食そして朝鮮人女性たちが接待する「産業慰安所」でその収入を蕩尽する朝鮮人もいました。これは朝鮮人労働者がそれほど自由な生活を送っていたことを物語っています。

歴史を誇張かつ歪曲する韓国と日本の研究者やジャーナリストたちは、無責任な言動をもうやめなければなりません。彼らの無謀な言動によって、多くの人々が歴史を誤解しているからです。少なくとも両国の研究者たちは、労働動員の実態を把握するためにこれから努力すべきです。できることなら共に力を合わせて、研究に着手すべきでしょう。（後略）